

枚方市
人権尊重のまちづくり基本計画



令和4年(2022年)6月

枚方市

はじめに

人権は、人間が人間らしく生きるため、誰もが生まれながらに持っている基本的な権利です。この権利により、私たちの生命や自由、平等が保障され、一人ひとりの尊厳が認められています。「21世紀は人権の世紀」と言われ、国内外において人権問題解決に向けた様々な取り組みが行われています。



本市においても、平成5年（1993年）に「人権尊重都市」を宣言し、その宣言の趣旨や世界人権宣言及び憲法の理念に則り、平成16年（2004年）に、「枚方市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めてきました。

しかし、現在も、ロシアによるウクライナへの武力侵攻をはじめ、世界各地で民族対立や宗教紛争、テロなどが続いています。国内においても、社会情勢の変化に伴い、いじめや虐待、インターネット上での個人の名誉棄損やプライバシーの侵害、ヘイトクライムなど、人権侵害の内容が多様で複雑なものになってきています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者や医療関係者、その家族などに対する「コロナ差別」や、ワクチンを接種しない人を一方的に批判し、接種を強要する「ワクチンハラスメント」と呼ばれる人権問題も発生しています。

人権課題が多様化・複雑化する中で、全ての人の人権が尊重されるまちづくりをより効果的、総合的に推進するため、この度、「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」を策定しました。今後は、本計画に基づき、あらゆる市の施策において人権尊重の理念をさらに浸透させ、SDGsの基本理念「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組み、「人が主役のまち」、そして「暮らしたくなるまち」を目指し、まちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました枚方市人権尊重のまちづくり審議会の皆様をはじめ、アンケート調査及び市民意見聴取などを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

令和4年(2022年)6月

枚方市長 伏見隆

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
(1) 国際的な動向	1
(2) 国の動向	2
(3) 大阪府の動向	3
(4) 枚方市の取り組み	4

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	7
2 計画の位置づけ	8
3 基本理念	10
4 基本方向	11
(1) 人権教育の推進	11
(2) 人権啓発の推進	13
(3) 人権相談・支援体制の充実	14
(4) 関係機関、市民団体等との協働	14

第3章 様々な人権問題についての取り組み

1 女性の人権	16
2 子どもの人権	20
3 高齢者の人権	24
4 障害のある人の人権	27
5 こころの病(うつ病など)に関する人権	31
6 部落差別(同和問題)	33
7 外国人の人権	36
8 HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権	39
9 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等や その家族の人権	41
10 犯罪被害者やその家族等の人権	43
11 ホームレスの人権	45
12 性的マイノリティ(LGBT等)の人権	46
13 職業や雇用をめぐる人権	49
14 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどハラスメント	51
15 インターネットによる人権侵害	53
16 ひきこもりの状態にある人の人権	56
17 様々な人権問題	58

第4章 計画の推進体制等

1 庁内外の推進体制	60
2 計画の期間と見直し	61

◆参考資料

1	枚方市人権尊重のまちづくり審議会への諮問書	63
2	枚方市人権尊重のまちづくり審議会からの答申書	64
3	計画策定に係る枚方市人権尊重のまちづくり審議会委員	65
4	計画策定までの経過	66
5	人権問題に関する市民意識調査結果(概要)	67
6	枚方市人権尊重のまちづくり条例	75
7	枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則	77
8	関連法令等	78
	●世界人権宣言	78
	●日本国憲法(抜粋)	83
	●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	88
	●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	90
	●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)	98
	●部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	100
	●非核平和都市宣言	102
	●人権尊重都市宣言	103

ひこぼしくんコラム【掲載一覧】



①	「人権」と「平和」って、関係あるの?	6
②	「人権擁護委員」って、どんな人?	15
③	「特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会」	15
④	「男は仕事、女は家庭?!」無意識の固定的性別役割分担意識	19
⑤	「子どもを守る条例」子どもの権利って?	23
⑥	心のバリアフリー?「バリア(障壁)」って?	30
⑦	気を付けよう、思い込みや偏見	32
⑧	部落差別(同和問題)ってまだあるの?	35
⑨	相手のことを知ること、自分たちのことを知ってもらうこと	38
⑩	正しい知識を身に付けよう「HIV」、「エイズ」って?	40
⑪	正しい知識を身に付けよう「ハンセン病」	40
⑫	新型コロナウイルスの感染拡大で見えてきたこと	42
⑬	犯罪被害者家族の気持ち	44
⑭	みんな違う、性のあり方	48
⑮	ビジネスと人権	50
⑯	ハラスメントにあったら...	52
⑰	便利と危険が隣り合わせ	55

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

「戦争の世紀」とも言われた 20 世紀には、二度にわたる世界大戦により多くの尊い人命が失われるなど、様々な人権侵害が引き起こされました。この経験から、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という教訓を得て、人権問題は国際社会全体の問題であり、人権の尊重が平和の基盤であるという考えが広まりました。昭和 23 年(1948 年)には、国際連合(以下「国連」という。昭和 20 年(1945 年)に設立。)において、国際社会共通の達成すべき基準として、「世界人権宣言」が採択されました。その後も、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」や「国際人権規約」のほか、女子に対する差別撤廃や児童、障害者の権利に関する条約などが採択され、あらゆる人の人権の擁護など差別の撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

しかし、冷戦終結後も世界各地で紛争や内戦などが絶えず、飢餓や難民問題など深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まってきました。こうした状況を受け、平成 6 年(1994 年)の国連総会では、平成 7 年(1995 年)からの 10 年を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、各国政府に対しても国内行動計画を定めることを求めました。そして、「人権教育のための国連 10 年」の終了を経て、平成 16 年(2004 年)の国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択されました。その後も 5 年ごとに行動計画が採択され、現在第 4 フェーズ行動計画(計画期間：令和 2 年(2020 年)～令和 6 年(2024 年))に基づき、重点対象を「若者」とし、特に平等、人権と非差別*、包摂*と多様性の尊重に力点を置いた人権教育の一層の取り組みが進められています。

また、平成 27 年(2015 年)9 月には、国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で SDGs*として、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール(目標)と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられています。その前文には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等*とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と定められており、取り組むべき課題として、人権の視点が明確に示されています。

*非差別……………差別がないこと。

*包摂……………排除されることなく、包み込むこと。

*SDGs……………Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標で、2030 年を目標としています。

*ジェンダー平等……………一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会をわかちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

(2) 国の動向

わが国では、昭和 22 年（1947 年）に「基本的人権の尊重」を基本原則とする法もとの平等を掲げる日本国憲法が施行されました。しかし、女性や障害のある人等の人権問題やわが国固有の人権問題である部落差別（同和問題）は、現憲法下においても根強い差別の実態が残っています。こうした状況の中で、部落差別（同和問題）については、昭和 40 年（1965 年）の「同和対策審議会答申」を受けて、「この問題の解決は、国の責務であり、国民的な課題である」との認識のもと、昭和 44 年（1969 年）に、「同和対策事業特別措置法」が施行され、様々な取り組みが行われてきました。こうした法整備により、一般地区との格差は大きく改善されました。しかしながら、現在でも、結婚差別や就職差別を中心とした心理的差別は、依然として根強く存在し続けています。

また、女性や障害のある人等の多様性（ダイバーシティ）に対する人権問題については、国際的な動きと連動して男女共同参画社会の実現やバリアフリーに向けた取り組みなどが行われ、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等、各種の人権問題に関する国内法が施行されるなどの法整備が進められてきました。

平成 9 年（1997 年）には、国連からの呼びかけに応じて、あらゆる場を通じて人権教育を推進することとして『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画』が策定されました。平成 11 年（1999 年）には、「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会から、人権教育・啓発に関する施策の推進についての答申を受けて、翌平成 12 年（2000 年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務として、人権教育・啓発に関する施策の策定、実施が明記されました。

その後、国では様々な立場にある人々の人権を具体的に保障するために、平成 28 年（2016 年）4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）、6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）、12 月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）を相次いで施行するなど、分野別の法整備や人権尊重の取り組みが進められています。

また、国は、平成 28 年（2016 年）に、SDGs に係る施策の実施について、関係行政機関と緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする SDGs 推進本部を設置しました。現在、安心・安全な社会や、差別や虐待のない人権に配慮した持続可能な社会の実現を目指し、多様化・複雑化する人権問題への取り組みを進めています。

(3)大阪府の動向

大阪府では、同和問題・在日外国人問題をはじめとする様々な人権問題を重要な行政課題と位置づけ、他の自治体に先駆けて取り組んできました。

人権教育の取り組みについては、国連や国の動向を踏まえ、平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」を全国に先駆けて策定し、「あらゆる人々が、あらゆる機会・場において実施される人権教育を通じて、人権尊重の精神を当然のこととして身に付け、日常生活において実践し、人権という普遍的文化の創造をめざす」ことを基本理念に、進めてきました。

その後、平成10年(1998年)に制定した「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を土台として、大阪府の人権施策を進めるための枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざした取り組みを進めています。

平成13年(2001年)3月には、この条例に基づき、府政推進の基本理念を定め、人権施策の概念、内容等を明確にした「大阪府人権施策推進基本方針」(令和3年(2021年)12月改訂)を定めました。

そして、平成13年(2001年)3月に改訂した「人権教育のための国連10年大阪府(後期)行動計画」の成果と課題を継承しつつ、人権意識の高揚を図るための施策を着実に推進するため、その具体的な推進計画として、平成17年(2005年)3月に「大阪府人権教育推進計画」(平成27年(2015年)3月改訂)を策定し、総合的な人権教育の推進を図ってきました。

その他、平成13年(2001年)に、「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、平成14年(2002年)には、「大阪府男女共同参画推進条例」を制定しました。また、平成27年(2015年)10月に、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、差別の未然防止、個別事案の適切な解決を目的とした「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」(令和3年(2021年)6月改訂)を策定しました。平成30年(2018年)には、大阪府にもSDGs推進本部が設置され、ジェンダー平等などSDGsが掲げる目標の達成に向けた取り組みを進めています。

今般は、多様化・複雑化する人権問題に的確に対応し、増加する外国人旅行者や外国人労働者の受け入れを見据えた国際都市にふさわしい環境づくりを進めるため、令和元年(2019年)に、人権に関する2条例「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を制定し、また、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を一部改正し、人権が尊重される社会づくりに取り組んでいます。

(4) 枚方市の取り組み

枚方市は、戦前から戦中にかけて、禁野火薬庫・枚方製造所、そして香里製造所が稼働する「軍需のまち」でした。

昭和 14 年 (1939 年) 3 月 1 日に禁野火薬庫が大爆発を起こし、約 700 人もの死傷者を出しました。昭和 20 年 (1945 年)、終戦により軍事施設は閉鎖されました。

その後の朝鮮戦争勃発により、再び火薬製造所として復活させる動きが出てきましたが、平和を求める地元住民による粘り強い反対運動が展開され、その結果、香里製造所跡地には、当時、東洋一のマンモス団地と呼ばれた香里団地が建設され、現在に至るまで、長きに亘り平和なまちのシンボリックな存在となっています。

枚方市では、人権をおびやかす戦争が二度と起こることがないように、また、核兵器の廃絶、製造設備及び手段の廃棄を訴えるものとして、昭和 57 年 (1982 年) に、大阪府内で初めて「非核平和都市宣言」を行いました。また、禁野火薬庫の大爆発から 50 年後、昭和 29 年 (1954 年) に日本漁船第五福竜丸がビキニ環礁で、アメリカ軍が行った水爆実験に遭遇し被ばくした日から 35 年後の平成元年 (1989 年) に 3 月 1 日を「枚方市平和の日」と定め、平和施策の一層の推進に取り組んでいます。

平成 5 年 (1993 年) 12 月 17 日には、私たち一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、人権尊重都市を宣言、平成 16 年 (2004 年) には、「枚方市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重され、平和に暮らすことができるまちづくりを進めています。

また、平成 11 年 (1999 年) には、「人権教育のための国連 10 年枚方市行動計画」を策定し、平成 16 年 (2004 年) にはその発展形として、「枚方市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権教育・啓発を進めてきました。

平成 13 年 (2001 年) 3 月には、すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現を目指し、「枚方市男女共同参画計画」(現在は、第 3 次枚方市男女共同参画計画)を策定し、平成 22 年 (2010 年) 4 月には、「枚方市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に進めてきました。

さらに、平成 31 年 (2019 年) 3 月には、「ひらかた・にじいろ宣言」を行い、パートナーシップ宣誓制度をはじめとする性的マイノリティ支援に積極的に取り組むとともに、市民誰もが性の多様性を認め合い、いきいきと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを進めています。

近年では、令和 3 年 (2021 年) 3 月に、子どもの権利擁護等を基本理念とし、一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに育つ社会の実現を目指す「子どもを守る条例」や、全ての市民が互いに支え合い、尊重し合いながら、心豊かに、安心して、地域の中で自立して生活し、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できる、住みよいまちの実現を目指す「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」を制定しました。

市の最上位計画「枚方市総合計画*」（現在は、第5次枚方市総合計画）では、基本目標の一つとして「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」を将来像とし、このまちづくりの実現に向けた施策目標11において、「すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち」を掲げ、市民の人権意識の高揚に努めているほか、人権に関する教育・啓発や人権侵害に関する相談支援などの施策を総合的に推進しています。

さらに、令和3年（2021年）7月には、「枚方市SDGs取組方針」を策定し、総合計画における28の施策目標及び4つの計画推進と各分野別に定める計画や施策をSDGsと関連づけて、SDGsが掲げるすべての人々の人権が尊重され、「誰一人取り残さない」社会が実現できるよう、市や事業者などが、連携して取り組むこととしています。

また、こうした取り組みを通じて、次代を担う子どもたちが「ジブンゴト」として捉え、行動できるよう、「担い手の育成」に主眼を置いた取り組みを進めています。

市職員については、各施策を推進するにあたり、より高い人権意識が求められ、あらゆる差別事象や人権課題に常に敏感である必要があることから、「枚方市人材育成基本方針」を策定し、責任感と高い倫理観を持った人材の育成に取り組んでいます。

*第5次枚方市総合計画

計画期間：平成28年度（2016年度）～令和9年度（2027年度）

基本目標2

「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」

施策目標11

「すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち」

取り組みの方向

- ◆すべての市民の人権が大切にされる社会の実現に向け、人権問題を正しく理解し、一人ひとりの個性や価値観、多様な文化を認め合えるよう、人権教育・啓発の推進を図ります。
- ◆配偶者等からの暴力（DV*）や、高齢者、障害者などへのさまざまな人権侵害に対し、関係機関が連携しながら支援の充実を図ります。

*枚方市総合計画……市のめざすべき将来像を定め、長期的な視点に立って計画的に市政を運営するために策定している市の最上位計画。

*DV……DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や親密なパートナーからの暴力のこと。「殴る」「蹴る」という身体的な暴力のほかに、大声で怒鳴ったり、無視したりというような精神的に追い詰める暴力もあります。また、行動を監視する行為、性的な暴力もDVに含まれます。



「人権」と「平和」って、関係あるの？



「人権」と「平和」って、関係がないと思っている人が多いのではないかな。

日本国憲法には「基本的人権」という言葉が出てくるのだけど、これは、国民が生まれながらに持っている権利とされていて、「基本的人権の尊重」とは、「みんなが人間らしく生きる権利を持つこと」を表しているんだ。

では、戦争が起きるとどうなるのだろう。二度にわたる世界大戦のときや、今、ロシアからの武力侵攻で攻撃を受けているウクライナが直面している状況を考えてみて。戦争が起こると、食べること、教育を受けることなど、みんなが人間らしく生きるということが難しくなってしまう。『**平和のないところに人権は存在し得ない**』といわれるのは、こういうことからなんだ。

次に、差別やいじめなどの人権侵害が繰り広げられる社会を考えてみよう。

人権が守られていない社会では、平和とは明らかにいえないね。

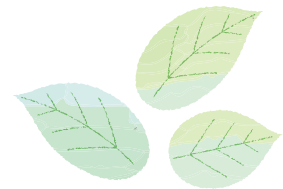
『**人権のないところに平和は存在し得ない**』といわれることも理解できるね。

だから、「人権」と「平和」が密接な関係にあることがわかるよね。

枚方市では、3月1日を「枚方市平和の日(※)」と定めていて、8月や3月を中心に平和に関するイベントを実施しているよ。

広報ひらかた等で案内するので、イベントにも参加してみてね。

※「枚方市平和の日」の由来は、市公式ホームページにも載ってるよ！



第2章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

性別や国籍の違いを理由とする人権侵害、子どものいじめ問題や高齢者及び障害者などに対する差別・虐待、また、部落差別（同和問題）など様々な人権問題がいまだ存在する中、インターネットを利用した誹謗中傷や差別発言など、拡散力が強く、完全に削除することや行為者の特定が容易ではない人権侵害がますます深刻化しています。また、昨今では、新型コロナウイルスなど未知の感染症に係る偏見や誹謗中傷が発生するなど人権問題の多様化・複雑化が進行しており、市民の人権意識の高揚や人権課題に対応する施策（以下、「人権施策」という。）の一層の推進が求められています。

こうした状況において、様々な分野にわたる人権問題についての市民意識を把握するため、「人権問題に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。概要については、67ページ「5. 人権問題に関する市民意識調査結果（概要）」参照。）を実施しました。

市民意識調査では、人権を理解することや差別をなくすことについては、学校教育で人権学習を受けた人が、人権学習を受けていない人に比べ、積極的な考えを持つ割合が高く、人権学習の重要性が確認できました。

一方で、様々な人権問題について、人権問題があることは知っているが、その内容までは知らない人が多く、よく知らないがゆえに、深刻な問題だと捉えられない傾向があります。また、身近で人権侵害を見聞きしたときに、「人権侵害はいけないことだ」と指摘するなど、適切な行動を取ることができた人の割合は、低い結果となっています。

その他、市民が日常的に利用するメディアとしては、インターネット（パソコン、スマートフォン等、ソーシャル・ネットワーキング・サービス*（以下、「SNS」という。）を含む。）が最も多く、効果的な情報発信の手段となっていますが、他人の誹謗中傷やフェイクニュースが掲載されるなど、インターネットにおいて人権侵害が起きていると認識している人の割合が他の人権問題に比べて高く、インターネットを介した人権侵害が市民に広く認知されている実態が確認できました。

本計画は、市民意識調査の結果等を踏まえた分野ごとの様々な人権問題に関する現状と課題を整理するとともに、分野ごとの人権課題に対応する取り組みの方向性などを定めることで、人権施策をより効果的・総合的に推進することを目的に策定するものです。

*ソーシャル・ネットワーキング・サービス…人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。ラインやツイッターなど。

2 計画の位置づけ

◆「人権尊重のまちづくり」の基盤（ベース）となる計画 ～各分野の人権課題を横断的に捉え、課題に対応した人権施策を推進～

本計画は、市の最上位計画である総合計画の施策目標の一つ「すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち」の達成に向け、推進していく分野別行政計画です。

各施策目標については、様々な分野にまたがり相互に関連することから、横断的な視点を持ちながら、効率的・効果的に取り組みを進めることとしています。

本計画では、様々な分野の施策を展開する上でベースとなる人権尊重の理念を掲げるとともに、幅広い人権課題とそれらの取り組みの方向性を横断的・総合的に示しています。

◆「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえた計画

平成 12 年（2000 年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条において、地方公共団体の責務として規定されている「人権教育及び人権啓発に関する施策」の実施に関する基本計画として、平成 16 年（2004 年）に「枚方市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。本計画は、当該計画の位置づけを継承し、人権擁護に関する施策の内容を加えて策定するものです。

★木の「幹」となる「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」

計画の位置づけをイメージするため、枚方市における施策目標、分野別行政計画ごとに、1 本の「木」があると想定してみました。分野別に「幹」と「枝」が変わるというイメージです。

総合計画は、めざすまちの姿を実現するための基本構想や基本目標を定める市の最上位計画で、市の施策や取り組みは、総合計画に基づき展開されることから、大地に根付く木の「根っこ」のようなイメージです。

「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」は、あらゆる施策を展開する上で、人権尊重の観点から押さえておくべき基本的な考え方や取り組みの方向性をまとめた計画であることから、木の「幹」のようなイメージです。

各行政計画は、分野ごとに具体的な取り組みを進めていくための計画で、「根っこ」である総合計画と整合性を図り、「幹」である「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」の人権尊重の理念や様々な人権課題とそれらの取り組みの方向性等を踏まえたものであることから、「根っこ」を土台に、「幹」を通じて伸びる木の「枝」のようなイメージです。また、各行政計画に基づいて実施される各施策は、木に実る「実」のようなイメージです。

〈イメージ図〉

人権尊重のまちづくりの木



1-1
背景

2-1
趣旨

2-2
位置づけ

2-3
基本理念

2-4
基本方向

3-1
女性

3-2
子ども

3-3
高齢者

3-4
障害のある人

3-5
こころの病

3-6
部落差別
(同和問題)

3-7
外国人

3-8
HIV
感染者等

3-9
新たな
ウイルス等

3-10
犯罪被害者
等

3-11
ホームレス

3-12
性的
マイノリティ

3-13
職業や
雇用

3-14
ハラスメント

3-15
インターネット

3-16
ひきこもりの
状態にある人

3-17
様々な
人権問題

4-1
推進体制

4-2
期間

3 基本理念

「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の前文では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。この理念をまちづくりに生かし、あらゆる差別をなくし、一人ひとりを大切にするまちを実現することは、私たちの願いである。」と規定しています。

日本国憲法では、全世界の国民の平和的生存権を確認するとともに、基本的人権を規定し、人権が尊重される社会の実現をめざしており、国連で採択されたSDGsにおいても、「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げています。

本市では、「人権尊重都市宣言」「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の趣旨に則り、本計画の基本理念を次のとおり定め、その実現に向けて、人権施策に取り組みます。

【基本理念】

市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていきます。

4 基本方向

人権が尊重されるまちづくりや差別解消に向けては、即効性のある抜本的な対応や解決が難しく、継続的に、そして着実に人権施策を推進する必要があります。

また、日々の人と人とのふれあいの中で、互いの違いに気付き、それを認め合い、相手の気持ちになって考えること、さらには、自分に対する差別でなくとも、他人事とせず、一人ひとりが差別をなくすという意識を持ち、行動することが重要です。

本市では、本計画の基本理念の実現に向け、次の4つの基本方向を設定し、分野横断的に人権施策を展開していきます。中でも次代を担う子ども等に対する教育の果たす役割は大きく、人権教育*の一層の充実に努めます。

***人権教育**…「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年(2000年)12月6日施行)においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」と定義しています。

(1)人権教育の推進

市民意識調査の結果から、自分以外に対する人権侵害を見聞きしたとき、「いけないことだと指摘した」人の割合は13.7%、「いけないことだと分かっただけ」として「人権啓発」を求めた人は12.9%、「相談(通報)した」人は5.5%であった一方で、「何もしなかった」人は36.1%、「同調した」人は5.5%と、身近な人や他人の人権侵害に対し、行動を起こすことができなかった人の割合が41.6%を占める現状が確認できました。

また、学校教育の人権学習を通じて、児童・生徒・学生が人権を理解し、差別をなくすことに積極的な考えを持つことは、人権意識の向上に大きく貢献していることが確認できました。

人権教育の推進にあたっては、教職員の人権意識のさらなる向上が期待されており、子どもたちが幼児期から発達段階に応じて、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てていくことのできる環境づくりが必要です。子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、すべての人の人権を尊重し、自他を大切にすることを養うことにより、いじめをはじめとする様々な人権侵害を予防し、人権侵害に対し適切な行動ができるよう、学校園、地域、家庭の実情に応じて人権教育を推進します。

●学校園などにおける人権教育の充実

子どもの幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、幼稚園・保育所(園)・認定こども園等において、自立心や協同性、道徳性の芽生えを培う指導の充実に努めます。また、障害のある子どもをはじめ、すべての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動し、「ともに学び、ともに育つ」という観点から、指導する教職員の人権意識のさらなる向上を図るとともに、障害への理解促進や、ともに育ちあう集団づくり等を踏まえた人権教育の充実に努めます。

1-1
背景

2-1
趣旨

2-2
位置づけ

2-3
基本理念

2-4
基本方向

3-1
女性

3-2
子ども

3-3
高齢者

3-4
障害のある人

3-5
こころの病

3-6
部落差別
(同和問題)

3-7
外国人

3-8
HIV
感染者等

3-9
新たな
ウイルス等

3-10
犯罪被害者
等

3-11
ホームレス

3-12
性的
マイノリティ

3-13
職業や
雇用

3-14
ハラスメント

3-15
インターネット

3-16
ひきこもりの
状態にある人

3-17
様々な
人権問題

4-1
推進体制

4-2
期間

特に、いじめは重大な人権侵害であるとの認識のもと、児童・生徒がいじめを他人事と考えず、傍観者や加害者にならないような教育を行い、被害者に寄り添った支援を行うとともに、加害者への指導など、学校園において誠実かつ丁寧な組織対応を行います。

●地域における人権教育の充実

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもたちを健やかに育むためには、学校園、地域及び家庭がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。

市民一人ひとりが主体的に様々な活動を通じて人権及び人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化・習慣・価値観等を尊重した豊かな地域社会づくりを目指すことができるよう、人権に関する様々な学習機会や情報提供の充実に努めます。また、学校や地域で活動する関係団体とも連携を深め、地域における指導者の育成支援を図ります。

●家庭における人権教育の充実

就学前の幼児をはじめ、子どもたちが、自分自身やすべての人を大切にできる感情を育む家庭教育を推進するため、子どもたちや保護者に対する学習機会や情報提供の充実に努めます。

●企業等における人権教育の充実

市内事業所に対して、ハラスメント問題をはじめ、企業活動に関連する様々な人権問題に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。また、市職員については、各施策を推進するにあたり、より高い人権意識が求められ、あらゆる差別事象や人権課題に常に敏感である必要があることから、定期的な職場研修等の実施により、全職員の人権意識の向上を図ります。

●参加・体験型学習の充実

参加・体験型の学習を通じて、想像力を育み、互いの違いを理解し、共生する社会の重要性を認識することを目的とした学習機会の充実に努めます。

〈関連計画等〉

- 枚方市人権教育基本方針
- 枚方市教育振興基本計画
- 枚方市生涯学習推進基本方針
- 枚方市人材育成基本方針

1-1	背景
2-1	趣旨
2-2	位置づけ
2-3	基本理念
2-4	基本方向
3-1	女性
3-2	子ども
3-3	高齢者
3-4	障害のある人
3-5	こころの病
3-6	部落差別 (同和問題)
3-7	外国人
3-8	HIV 感染者等
3-9	新たな ウイルス等
3-10	犯罪被害者 等
3-11	ホームレス
3-12	性的 マイノリティ
3-13	職業や 雇用
3-14	ハラスメント
3-15	インターネット
3-16	ひきこもりの 状態にある人
3-17	様々な 人権問題
4-1	推進体制
4-2	期間

(2)人権啓発の推進

市民意識調査の結果から、学校教育で人権学習を受けたにも関わらず、全年齢層において「はっきり覚えていない」という回答が、一定割合確認できました。また、「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」と思う人は、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」人の割合を合わせて6.8%ですが、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」、「差別をされている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要である」と思う人の割合は3割を超えています。差別をされる側に努力を求めらるのではなく、差別をしている人、差別を許している人をなくしていくよう、「差別をしない」「差別を許さない」という人権意識の高揚が求められています。

また、内容を知らない人権問題については、特に人権上の深刻な問題と考えられにくく、講演会や研修会のテーマとして取り上げてほしい人権問題としても選ばれにくいという結果が出ています。内容を知らないがゆえに、置き去りにされてしまいがちな人権問題こそ、より丁寧な啓発に取り組む必要があります。

正しい情報を適切に伝えることにより、様々な人権侵害を未然に防ぎ、多様化・複雑化する人権問題を解決するため、世代に関わらず、人権啓発事業を継続的に実施します。

●効果的な人権啓発事業の実施

幅広い世代の人々が関心を持ち、参加してもらえよう、講座や講演会のほか、映画、コンサート、パネル展などの事業を通じて、人権意識の向上と啓発を推進します。また、推進にあたっては、市民の人権意識や学習ニーズを把握するとともに、認知度が低い人権問題についても、テーマとして取り上げるとともに、幅広い世代を対象としながらも、事業ごとに主となるターゲット層を見定め、その年代等に合わせた効果的な手法で実施します。

●様々な媒体による学習機会の拡充と人権啓発の推進

インターネットの普及に伴い、動画配信による学習が可能となるなど、環境整備が進んでいます。今後も引き続き、学習環境を整備することにより、学習機会の拡充を図るとともに、広報紙やホームページの他、SNSや、動画共有サイト等、様々な媒体を効果的に活用した啓発活動を推進します。

〈関連計画等〉

※第3章において、人権問題別に記載します。

(3) 人権相談・支援体制の充実

市民意識調査の結果から、「差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要である」と考える人や、「人権侵害を受けた当事者が救済されるよう人権課題に対応する専門の相談機関・相談窓口の充実を図る」ことを望む人の割合が高いことがわかりました。

人権侵害により、心理的に危機的な状態に追い込まれ、深刻な場合は、自ら命を絶つ行為に至る事案もあります。また、人権侵害を受けた本人が行動することが難しい場合には、見聞きした周りの人や家族等が報告や相談しやすい環境を整えるなど、人権侵害の解決に向けて対応していくことも必要です。

多様化・複雑化する人権課題に対応し、重層的支援体制*を構築するとともに、関係機関・団体との情報交換や共有を行い、誰一人取り残さないよう、市民に寄り添った総合的な相談支援体制の充実を図ります。

***重層的支援体制**…市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制。

〈関連計画等〉

●枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）

※その他関連計画等については、第3章において、人権問題別に記載します。

(4) 関係機関、市民団体等との協働

市民意識調査の結果から、「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」という考え方について、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合の合計は、94.3%と非常に高く、「差別をなくすためには、行政によるさらなる啓発が必要」であり、また、「差別をなくすためには、行政だけでなく市民団体の取り組みも必要である」と考える人の割合も高いことがわかりました。

人権施策は市の主体性のもと、市民、事業者、特定非営利活動法人、関係機関、市民団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、推進することが求められます。

こうした主体の相互協力のもと、地域に存在する人権課題の発見に努めるとともに、市民に寄り添った相談や啓発活動の充実を図るため、大阪府や法務局をはじめ、人権侵害の被害者の救済や人権啓発等、多様な活動を行う人権擁護委員や、市民・事業者主体で人権啓発や学習活動等に取り組んでいる特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会や枚方事業所人権推進連絡会、さらには、女性や子どもの人権など各分野における関係機関等と連携した取り組みを推進します。

ひこぼしくんコラム 2



「人権擁護委員」って、どんな人？



人権擁護委員は、人権擁護委員法という法律に基づいて、法務大臣から委嘱されている民間の人たち。

人権擁護委員の制度は、民間の人が国と一体となって、人権を守る制度として、昭和23年(1948年)にスタートしたんだって。

全国に約1万4千人、枚方市には、17人の人権擁護委員がいるよ(令和4年(2022年)1月時点)。

人権擁護委員の皆さんは、法務局と連携して、地域の人たちから人権相談を受け、人権侵害の被害者を救済したり、人権について関心を持ってもらえるよう、啓発活動をしているよ。

枚方市役所の相談窓口でも市民の人権相談を受けたり、学校で人権教室を開催して、子どもたちに人に対する「思いやり」が大切なことなどを教えてくれているよ。

《人権擁護委員への相談例》

- いじめ、体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 差別を受けた
- 名誉棄損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアルハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された



ひこぼしくんコラム 3



「特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会」



枚方人権まちづくり協会は、一人ひとりの市民の人権が尊重されるまちづくりを目指して、平成17年(2005年)3月、市民、団体、事業所、行政の参加のもとに設立されたんだって。

協会では、市民が人権侵害を受けたり、また、そのおそれがあるときに、相談に乗ってくれるよ。そのほか、枚方市の人権啓発イベントなどを企画・運営するなど、枚方市とも協働のパートナーとして連携することが多い特定非営利活動法人だよ。

相談員は、市民に寄り添った対応を心がけているんだって。

